

# ほしん 佐野

houjin sano

2025  
JANUARY

NO.

89



謹賀  
新年

今年乙巳(きのとみ)。十干の二番目「乙」と巳の組み合わせで、木の枝のように広がりを見せつつ、蛇が何度も脱皮をするように、柔軟な思考を活かして発展していく年と謂われています。

佐野市内で蛇といえば出流原の弁天様。私にとっては身近な場所で、小学生の頃に遠足で行ってから、一乃館も含めて幾度となく訪れています。境内には、今回私が確認しただけで大小五匹の蛇があり、神様の使いとして皆様をお守りしています。

その神様が写真の琵琶を抱いた磯山弁財天です。今年十二年に一度の御本堂御開帳の年であり、頭上に白蛇に巻かれた宇賀神像を拝した御本尊が拝めます(4月20日)。

あらゆるお願い事ができるとのことですので、皆様も足を運んでみましょう。

(広報委員: 増田邦雄)

## CONTENTS

年頭のごあいさつ	2	税務署コーナー	8・9
一般公開講演会	3	会員研修会	10
絵はがきコンクール	4	青年部会・女性部会	11
納税表彰式	5	今後のスケジュール、わが街この一杯ほか	12
特集 クリケット	6・7		

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

公益社団法人 佐野法人会





## 年頭のご挨拶



公益社団法人佐野法人会  
会長 金子 重雄



令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は当法人会の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨年を振り返りますと、年明けの元旦に能登半島では震度7の地震、さらに9月には記録的な大雨により大きな被害を受けました。今でも避難生活をされている方々に心からお見舞い申し上げます。また、コロナ感染対策も一昨年の5月より5類に変更になりましたが、インフルエンザと共に相変わらず油断のできない状況にあります。ウクライナや、パレスチナへの侵攻問題、原油高、円安による原材料や、あらゆる物価が値上げを余儀なくされております。そのような中、企業の業績回復のスピードは、規模や業種で大きな格差が生じております。一日も早く、平和な日常生活が戻り、健全な経済活動が展開されることを願っております。

本年の干支は「乙巳（きのとみ）」、へび年であります。脱皮して強く成長する蛇は、その生命力から不老長寿を象徴する動物、または神の使いとして信仰されてきました。この二つの組み合わせである「乙巳」には、「努力を重ね、物事を安定させていく」といった縁起の良さを表しているといえそうです。災害や事故のない年になりますよう祈念しております。

さて、11月の税を考える週間には、アルピニストの野口健先生の一一般公開講演会を開催しました。226名の方が参加されましたが、同時に女性部会主催の税に関する絵ががきコンクールの表彰式を挙げました。市内15校、355名の応募の中から、選ばれた20名が表彰されました。また、同時期に、税のあるべき姿や、将来像を見据えた税制に関する提言書を佐野市長、市議会議長、教育長に提出いたしました。

青年部会では次世代を担う小学生に、税の大切さ、税の果たす役割を理解し、税を納めることに関心を持てるよう市内の小学校4校の6年生を対象に租税教室を開催しました。10月には実に8年ぶりに会員親睦旅行を開催しました。地元出身の大本山臨濟宗建長寺の長尾宏道宗務総長にご案内いただき、鎌倉を散策いたしました。

現在会員は1158名ですが、さらに実のある活動を行うためにも、ぜひとも会員増強にご協力をお願いいたします。今後とも税知識の普及、納税意識の高揚に努め、さらに企業の発展、健全な地域社会の実現のため、社会貢献活動を展開してまいりたいと考えております。申告納税に便利なe-Taxの推進、キャッシュレス納付の普及にご協力をお願いいたします。

結びに、板垣税務署長様をはじめとする税務関係機関の皆様、本会会員の皆様の法人会活動へのさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業、関係団体のご繁栄をご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



佐野税務署長  
板垣 克典



令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。公益社団法人佐野法人会の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、私ども国税組織が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たして国民の信頼に引き続き応えていくためには、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿を描き、その実現に向けて着実・迅速に取り組むを進めていくことが重要となります。近年の各種感染症への対応や働き方改革等も相まって、あらゆる分野でデジタル化の波が加速的に広まっています。国税庁においても、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを行い、これまで進めてきた申告・納付手続のデジタル化にとどまらず、その取り組みは、事業者の経営（バックオフィス業務）のデジタル化促進に向けた周知広報にも及んでおり、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指しています。特に、マイナンバーカード方式によるe-Tax・スマホ申告のほか、振替納税・ダイレクト納付・スマホアプリを利用したキャッシュレス納付のほか、納税証明書のオンライン請求などの推進により、納税者の皆様の利便性の向上を図るとともに、税務署の事務効率化及び処理コストの削減に向け、税務行政のスマート化を目指し、より効率的で質の高い行政サービスの提供に努めていくこととしております。

年が明け、間もなく令和6年分確定申告の時期を迎えます。

税務署では、デジタル活用とともに申告会場への来場者の削減に向けた方策として、自宅からのe-Tax・スマホ申告を推進しています。特にスマホ申告については、昨年に続きマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、勤務先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動入力することが可能であるなど、大変利便性の高いものとなっています。

今後とも公益社団法人佐野法人会の皆様とより一層の連携・協調を図り、円滑な税務行政に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が皆様にとりまして、幸多き年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



本年も宜しくお願ひ申し上げます



(公社)佐野法人会  
一般公開講演会

## 富士山から日本を変える ～山から学んだ環境問題～

今回の講演会はアルピニストの野口健氏を招き『富士山から日本を変える』～山から学んだ環境問題～と題して、予定時間をはるかに超過する1時間30分の貴重なお話を226人の一般参加者とともに聴講しました。

野口氏は近年では熊本地震でのキャンプ村設営や、直近の能登半島地震支援などで有名ですが、我々世代ですと、『Davada—va-da—davada—davada----』のネスカフェゴールドブレンドのCMの人というイメージです。25年ぶりにCMを見てみましたが、ナレーションで「山と戦う男が次に選んだのは山を救う旅だった。」というフレーズでした。

山を何から救うのか?これが今回のテーマであり、山を汚し環境を悪化させているのは我々人間であり、そうした人間の我儘、荒んだ心により投棄されたゴミを同じ人間の野口氏が清掃をはじめることによって自然との調和を模索し、そしてその活動が広がり、賛同してくれた多くの仲間と自然とのより良い接し方を実践しているというお話でした。

野口氏もはじめから清掃していたわけではなく、現場で“見て”、“知って”そして“背負って”これまで活動を継続されています。

山は野口氏にとってはまさにホームグラウンドであり、登山家として人格を形成してきた自身の半生を振り返り、その土壌となった山への感謝の思いが現在の活動の原点にあります。

では、ヒマラヤでの人道支援、冒頭の震災支援、そして先の大戦の遺骨収集活動の源泉はどこからきているのか?

これは野口氏が幼少期にいじめを受けていた時にあたたかく接し、支えてくれた商店街の大人達との交流により、「辛くても人間誰かと繋がっていれば何とかなる」という体験からきていると理解しました。

人間は業の深い生命体と唄った歌手もいましたが、その業を浄化させるのもまた人間であります。野口氏は活動の拠点を富士山とし、私たちが間違ってしまったことを修正し、さらに、間違いを起こさない環境を作っています。最初は一人から始めた活動も今ではたくさんの同志を得て社会現象になっています。

「貴方たちも人間として正しいことを実践し、他人がどうであろうとも自然に対しても、社会に対しても真摯に向き合っていくことが大事である。」そんなメッセージを野口氏が軽妙な語り口で伝えてきてくれた感じがしました。

本当に強い人間は言いたいことだけ言っても成り立ってしまうという良い例でした。なぜなら野口氏には膨大な経験に裏打ちされた自信が備わっているからであったというのが私の答えです。

会場は笑いに包まれ、終始心地よい空間でした。予定にない質問コーナーでの質疑応答、終了後の聴講者とのふれあい、すべてが完璧であり、参加者の満足度は非常に高かったと推測します。素晴らしい講師を招いての講演会、ありがとうございました。

(広報担当副会長：村樫太郎)





# 税に関する絵はがきコンクール表彰式を開催

全法連女性部会連絡協議会主管事業として実施されている「税に関する絵はがきコンクール」。当女性部会では13回目の実施となり、去る9月26日（木）に日本水彩画会の安原高次先生を審査員長に迎え審査会を開催。15校355作品の応募がありました。

今年度も11月19日（火）に開催された「一般公開講演会」の席上にて表彰式を執り行いました。



## 税務署長賞



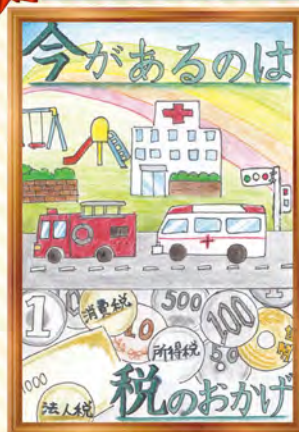
犬伏小学校 高橋 来希さん

## 女性部会長賞



犬伏小学校 野口 陸斗さん

## 法人会長賞



城北小学校 安塚 直樹さん

金



犬伏小学校 亀山 愛結実さん

金



城北小学校 大川 健さん

金



犬伏小学校 新井 賢さん

銀



石塚小学校 小湊 芽伊さん

銀



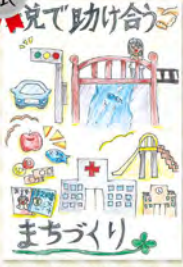
多田小学校 新井 佐歩さん

銀



吉水小学校 深澤 叶夢さん

銀



城北小学校 前島 ひま莉さん

銀



天明小学校 中野 琶心さん

銀



犬伏東小学校 渡部 蒼侑さん

銅



犬伏小学校 モンテネグロメイさん

銅



佐野小学校 安藤 孝介さん

銅



石塚小学校 岡 菜々美さん

銅



佐野小学校 岡田 華さん

銅



天明小学校 飯塚 奏さん

銅



吉水小学校 飯島 百花さん

銅



城北小学校 本多 未依奈さん

銅



吉水小学校 立木 美羽さん



## 令和6年 納税表彰式

長年にわたって申告納税制度の普及発展や納税道義の向上に寄与した個人・団体を表彰する納税表彰式が、去る11月15日（金）仙水閣に於いて開催されました。また、中学・高校生の税に関する作品の入賞者にも表彰状が贈られました。佐野法人会関係の受賞は次の通りです。



### 佐野税務署長表彰

神山 悦宏 佐野法人会 理事



### 佐野法人会長感謝状

相子 正幸 佐野法人会 理事  
安藤 知彦 佐野法人会 理事



### 税に関する作品 佐野法人会長表彰

- ◆ ポスターの部 佐野市立北中学校 2年 関口 鋼樹
  - ◆ 標語の部 佐野市立城東中学校 2年 富塚 愛奈
- 「税金は 未来をつくる 初めの一步」



## 提言活動の実施<令和7年度税制改正提言書を提出>



全国法人会総連合では税についての意見や要望などをまとめた「令和7年度税制提言書」を作成しました。当会員の声は栃木県法人会連合会（宇都宮・鹿沼日光・大田原・氏家・真岡・栃木・足利・佐野法人会）の税制アンケートで集約され、提言書に反映されています。

11月7日（木）に佐野市役所を訪問、金子市長、飯塚副市長、川嶋市議会議長、津布久教育長、大島総合政策部長、小堀市民税課長、井上資産税課長へ「提言書」をお渡ししました。当会からは、金子会長、他5名が出席しました。

横井税制委員長から提言書の中でも地方税を中心に説明した他、空き家対策に伴う固定資産税などについて意見交換を行いました。



左から 津布久教育長 飯塚副市長 川嶋議長 金子市長  
金子会長 横井委員長 福田副会長 大関副会長  
三好副会長 神山副委員長

### 令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

提言内容の詳細については、当会ホームページをご覧ください。





## 佐野市の急上昇スポットを 紹介するコーナー



## 第二回 佐野市

推し  
1

### 最高レベルの試合を観戦！



男子国際試合・モンゴル戦



日本代表チーム新ユニフォーム

国内トップリーグの日本プレミアリーグ、ジャパンカップなどのハイレベルな試合・大会が行われています。海外強豪国を招いての国際試合では昨年5月に男子日本代表がモンゴルのチームと、10月には女子日本代表がシンガポールのチームと熱戦を繰り広げました。



推し  
2

### 参加・体験型の楽しいプログラム！



クリケットプラスト



全国レクリエーション大会とちぎ

小学生対象の入門プログラムであるクリケットプラスト、柔らかいボールとプラスチックバットを使った簡易版クリケット大会、初心者向けの佐野市長杯や各種体験会など誰でも楽しめるプログラムが数多く提供されています。昨年の全国レクリエーション大会では小学生から大人まで多くのチームが全国各地から集まりました。

推し  
3

### 音楽・食事などの素敵なイベント！



モーニングヨガ

クリケットを観戦しながら紅茶やジャズを楽しんだり、美しい芝生を前にヨガでリラックスしたり、また各国大使館選抜チームの試合と共に国際的な食事や音楽、スポーツ体験を楽しめるエンバシーカップなど素敵なイベントも盛り沢山です。是非ご家族、ご友人と一緒に遊びに来てください！

## みんなで楽しむ

2028年のロサンゼルスオリンピックでのいるクリケット、わが町佐野市の旧田沼高校「クリケット場」があり日本クリケット協会もここに

ここでは国際レベル、国内最高レベルの試合からシニアの方まで楽しめる初心者向けのイベントが一年を通して開催されている。また、このスポーツなど楽しいイベントが一年を通して開催されている。

特に4月から10月にかけては毎週末様々なイベントが楽しめる。また、この「Tea Room」では美味しい紅茶やスイーツをお立ち寄り下さい。海外から来られた選手や



男子代表チーム

三井情報

日本代表の皆さんです、応援



# 国際クリケット場



## める クリケット

実施競技に採用され益々注目度が上がって  
交跡地には国際規格を満たす「佐野市国際ク  
を拠点に活動しています。

試合を観戦出来るだけでなく、小さなお子さ  
のプログラムや、音楽、食事、クリケット以外  
で開催されています。

な試合やイベントが行われており、併設され  
スコーンなども楽しめますので是非お気軽に  
お客様との国際交流も楽しめますよ！



女子代表チーム

支援よろしくお祈いします！

## 2025年 主なイベントスケジュール(予定)

3月	SBIカップ (在日インドコミュニティによる簡易版クリケット大会)
	スポフェスin SANO (小学生対象の様々なスポーツとアクティビティ)
4月	クリケット祭り(簡易版クリケット大会)
	フューチャーズリーグ(23歳以下の大会)
5月	男子U19クリケットワールドカップ東アジア太平洋予選
	日本プレミアリーグ(男子・女子のトップリーグ)
	日本代表国際試合
	モーニング・ヨガ
6月	スポフェスin SANO (小学生対象の様々なスポーツとアクティビティ)
8月	サマーキャンプ(小学生対象)
9月	クリケット祭り(簡易版クリケット大会)
	クリケット体験会(小学生対象)
10月	ジャパンカップ全国決勝大会
	キャンドルヨガ
	エンバシーカップ(各国大使館選抜チームの大会) (たぬまふるさと祭りも同時開催)
11月	クリケットプラストシリーズ (小学生対象の入門プログラム)
12月	佐野市長杯 クリケットプラスト 小学校大会 (初心者の大会)

●:本格的な試合・大会 ●:初心者でも楽しめる試合・大会  
●:その他のイベント

各イベントのスケジュールや内容は変更の可能性がありますので、詳しくはこちらのLINEをご覧ください。

友だち募集中

@286unrv1

3つ以上の友達をLINEで招待!

### Tea Room at the SICG

**営業時間** 10:00 ~ 16:00  
(土・日・祝は18:00まで)

**定休日** 火曜日・金曜日・年末年始

〒927-0312  
栃木県佐野市栃本町300-1  
佐野市国際クリケット場内

お問い合わせ先  
一般社団法人 日本クリケット協会  
☎ 050-3766-4483 ■ tea.room@cricket.or.jp

地図

### Tea Room at the SICG

Tea Roomの  
インスタはこちら!

@tea\_room\_sicg





## 佐野税務署からのお知らせ

### 書かない確定申告、マイナンバーカードでe-Tax！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページ内にある「確定申告書等作成コーナー」から申告書や青色決算書等を作成し、マイナンバーカードを利用してオンラインで提出ができます。確定申告書等作成コーナーを利用すると、画面に従って金額等を入力するだけで、自動計算で簡単に申告書等を作成できます。

さらにスマホなら、マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力でき、集計や入力の手間が不要となり便利です。是非ご利用ください。

なお、令和7年1月6日（月）から2月14日（金）までは、**確定申告会場はありません**。相談を希望される方は、令和7年2月17日（月）から3月17日（月）までの確定申告期間中に、確定申告会場へお越しください。2月14日（金）以前に申告相談を希望される方は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なしでお越しただいても対応できません。

お問合せ先

佐野税務署 TEL 0283-22-4366（代表）



確定申告書等  
作成コーナー



## 優良な電子帳簿のススメ！



### そもそも電子帳簿等保存ってなあに??

税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

を満たせば、**プリントアウトすることなく、電子データのまま保存することができる**というものです。

### じゃあ優良な電子帳簿ってなあに??

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。

この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

#### ●優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③**その他必要な帳簿**

##### 【③その他必要な帳簿】の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、貸金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

### もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから  
特設サイトに  
アクセス  
できます





税理士会の  
ワンポイント令和6年分の贈与から  
贈与税・相続税の計算が変わります!

毎年、贈与税の申告をしている方、若しくは贈与をしている方も多いことと思います。これまでの贈与税ルールがどのように変わったのか確認し適切な対策を講じることが重要になってきます。

## Q 贈与税改正の主なポイントを教えてください。

- A**
- 生前贈与加算期間の延長  
相続税の計算において相続財産に加算される期間が3年から7年に延長され相続税の課税強化が図られました。
  - 相続時精算課税制度の基礎控除の創設  
令和6年1月1日以後の贈与については、110万円の基礎控除が適用できることとなり、基礎控除までの分は税負担が生じません。

## Q 相続時精算課税制度と暦年課税のメリット・デメリットについて教えてください。

**A**

	メリット	デメリット
相続時精算課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,500万円まで、一旦は非課税で移転できるため多額に贈与ができる。</li> <li>将来価値が上昇する財産を贈与すると有効になる。</li> <li>基礎控除110万円までは贈与税の申告が不要になり相続前贈与加算の対象外となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時に精算する義務がある。</li> <li>受贈者が先に死亡すると二重課税になる。</li> <li>一度選択すると、その特定贈与者からの贈与については暦年課税の選択ができない。</li> <li>税制改正で基礎控除引き下げがあった場合に不利になる可能性がある。</li> <li>贈与時より価値が減少しても贈与時の価値で相続税が計算される。</li> </ul>
暦年課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>7年経過すれば相続税とは切り離される。</li> <li>推定相続人以外であれば7年以内を気にする必要がない。</li> <li>受贈者が未成年でも適用できる。</li> <li>直系尊属から18歳以上の者が受ける贈与税は税率が優遇される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>累進税率になるため多額の贈与をした場合には税率が高くなる。</li> </ul>

## Q 相続時精算課税制度と暦年課税の贈与はどちらがお得ですか?

- A** 財産の金額、年齢、健康状態、家族構成など贈与者の状況によって変わってきます!

## 【暦年贈与課税が有利なケース】

相続税の税率は財産の総額に応じて高くなるため、相続税の高い税率が適用される場合には、贈与税を支払ってでも暦年課税による贈与をした方が有利になることがあります。贈与により財産を移転することで税率の低い贈与税を支払い、後の高い税率の相続税を減少させることによる効果です。資金に余裕のある方は110万円の贈与にこだわらず、最適な贈与金額で贈与した方が結果的に有利になります。生前贈与加算の期間が令和6年以降の贈与から7年に延長になったため、7年超健在でいられる方は早めに贈与を始めることをお勧めします。

また、相続開始前7年間の相続財産に加算される財産については、相続又は遺贈により財産を取得した人になるため、相続人であっても相続の時に財産を取得しない人は相続税の課税価格に加算する必要がありません。つまり相続税の税率ではなく贈与税の税率で財産を移転することができます。また、代襲相続人でない孫への贈与も加算する必要がないため暦年贈与課税の方が有利になります。

## 【相続時精算課税制度が有利なケース】

相続時精算課税制度を選択すると上記の暦年贈与課税と違い、相続開始前7年以内の贈与でも基礎控除額分を相続税の課税価格に加算する必要がありません。死亡前年の贈与でも基礎控除額分以内であれば相続財産に含まれません。贈与者が高齢で対策期間が7年もない場合には検討する必要があります。

また、将来相続が発生しても相続税がかからない場合であれば相続時精算課税制度を利用して早期に財産を贈与しても税負担は生じません。

相続時精算課税制度を一度選択すると、その特定贈与者からの贈与については暦年課税の選択ができなくなります。贈与者の相続財産と相続税を試算したうえで、相続時精算課税制度と暦年課税制度のどちらが有利であるか、相続時精算課税制度への切り換え時期など、より細かくシミュレーションをすることが重要になっていきます。お早めに専門の税理士等に相談されることをお勧めいたします。

以上、相続時精算課税制度や改正の内容については、国税庁HPタックスアンサーNo.4103や「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(令和5年6月)」等参照して確認してみてください。  
(関東信越税理士会佐野支部 川島和人 税理士)



## 古都 鎌倉を感じた会員研修会



倉に到着致しました。

建長寺では宗務総長であります長尾宏道氏に御案内いただきました。建長寺は鎌倉にある古刹で鎌倉時代からある歴史あるお寺です。このお寺は、総門・三門・仏殿・法堂・方丈などの重要文化財の建物や美しい庭園があり、修学旅行の小学生や中学生、外国の観光客が沢山訪れていました。総門をくぐり参道を歩いていくと、目の前に歴史を感じる三門があります、まるで昔国語の教科書に載っていた芥川龍之介の小説にでてきた門のようでした。その門をくぐると静けさと厳肅な雰囲気にも包まれた境内が現れました。特に印象に残ったのは、国宝の梵鐘ぼんしやうの脇に解説が書いてあったのですが「鐘つけば銀杏いちょうちるなり建長寺」という俳句を明治28年（1895）に夏目漱石が作り、



この句を参考にして正岡子規はあの有名な「柿くへば鐘がなるなり法隆寺」という句を作ったという逸話です。また庭には“かながわ銘木百選”鎌倉市指定保存樹木で、創建当時からある古木柏びやくしんもあり、歴史を感じることが出来ました。そして特に景色がよかったのは名勝史跡の庭園です。池や石組み、苔むした庭、周囲を囲む木立が一体となって作庭されていました。ハスの花が咲いていればまるでモネの絵のような景色でした。

長尾宗務総長は当日境内でも、人は生きてると物事に執着する、人間は欲があるがその欲をなくすことが大切と説かれました。ただ、執着をなくすことは難しいともおっしゃっておいりました。思い返せば前回の講演会では、昨年しんねんの正月に起きた能登の地震に触れて世の中は諸行無常で生老病死いつ何が起ころかわからないがその苦しみを受け入れて生きていくことが肝要などと、四苦八苦の解説を分かり易くしていただきました。建長寺ではお土産も売っているようですが、お寺で頂いたおせんべいはとても人気がありすぐに売り切れてしまうそうです。軽い口あたりでほのかに甘味を感じるおせんべいでした。因みに、「けんちん汁」は建長寺で発案されたもので野菜の皮やへたを無駄にしないようにと作られた精進料理の「建長汁」が全国に広まったものだそうです。建長寺を参拝した後は、昼食を割烹御代川で頂き、その後の自由時間に鎌倉八幡宮を参拝したり小町通り商店街を散策しながら「鳩サプレー」の本店でお土産などを買って帰りました。私も本店限定の杏ジャムが入ったワッフルや小豆本来の味が引き立ったどらやきなどを買って帰りました。帰りは午後3時に鎌倉を出て、途中高速道路で休憩を挟みながら佐野に7時に到着いたしました。参加された会員の皆様、朝早くから丸一日お疲れ様でした。充実した研修旅行となりました、また次回の機会を楽しみにしております。（広報委員：相子正幸）

佐野法人会は、令和6年2月8日(木)に会員限定講演会として佐野市鉢木町にある願成寺住職の長尾宏道氏に「生きること。」という演題で講話をしていただきました。

長尾氏は大本山建長寺臨濟宗建長寺派宗務総長でもあり、その時の講話では長尾氏の半生を通して生きることはなんぞやという話をさせていただきました。そんな経緯もあり、今回「秋の会員親睦バスツアーin鎌倉」と銘打ちコロナ禍を経て8年ぶりの会員親睦研修を行いました。朝6時半に29名程の会員が貸し切りバスで佐野を出て途中パーキングエリアに2度ほど立ち寄りながら午前10時に鎌



この句を参考にして正岡子規はあの有名な「柿くへば鐘がなるなり法隆寺」という句を作ったという逸話です。また庭には“かながわ銘木百選”鎌倉市指定保存樹木で、創建当時からある古木柏びやくしんもあり、歴史を感じることが出来ました。そして特に景色がよかったのは名勝史跡の庭園です。池や石組み、苔むした庭、周囲を囲む木立が一体となって作庭されていました。ハスの花が咲いていればまるでモネの絵のような景色でした。

長尾宗務総長は当日境内でも、人は生きてると物事に執着する、人間は欲があるがその欲をなくすことが大切と説かれました。ただ、執着をなくすことは難しいともおっしゃっておいりました。思い返せば前回の講演会では、昨年しんねんの正月に起きた能登の地震に触れて世の中は諸行無常で生老病死いつ何が起ころかわからないがその苦しみを受け入れて生きていくことが肝要などと、四苦八苦の解説を分かり易くしていただきました。

建長寺ではお土産も売っているようですが、お寺で頂いたおせんべいはとても人気





**青年部会**

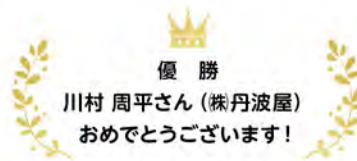
Youth sectional meeting

**◆災害被災地支援チャリティーゴルフコンペ**

今年で13回目を数えるチャリティーゴルフコンペですが、今年9月25日(水)東松苑ゴルフクラブに於いて開催し、参加された40名が自慢の腕を競い合いました。

ご協賛くださいました企業の皆様ありがとうございました。

なお、募金収益は昨年度の青年の集いで訪れた山形県を応援すべく『令和6年7月25日からの大雨災害義援金』として日本赤十字社へ寄付いたしました。

**◆租税教室**

講師：新田 貢司

青年部会では、次世代を担う小学生を対象に租税教室を開催しています。真剣に授業と向き合ってくれる児童の姿に身が引き締まる、部会員にとってもとてもやりがいのある事業となっております。9月18日(水)葛生義務教育学校で6年度最後の活動をおこないました。

**女性部会**

Female sectional meeting

**◆秋の県外研修会**

去る令和6年9月19日真夏のような秋晴れの中、秋の県外研修会が実施され参加者24名による銀座ろくさん亭でのお食事と両国国技館升席での相撲観戦となりました。ライブならではの迫力の取組や観客の大声援に大興奮の視察となりました。

**◆健康セミナー**

10月17日佐野商工会議所に於いて、保健師・ヨガインストラクターの前嶋みなも先生を講師にお招きし1時間半の「椅子を使った骨盤底筋ヨガ」を開催しました。骨盤底筋の大切さを聞いた後であったためいつも以上に真剣に取り組む姿が印象的なセミナーとなりました。





## 佐野法人会 今後の主なスケジュール

日程	行事名	会場
令和7年 1月14日	決算期別説明会	佐野商工会議所
令和7年 2月 3日	法人会新春会員交流会 ※別紙参照	仙水閣
令和7年 2月19日	青年部会 一般公開セミナー ※別紙参照 演題：企業から見た“事業承継”と、その“対策” 講師：浅沼みらい税理士法人 代表 浅沼 孝男 氏	仙水閣
令和7年 3月15日	女性部会 一般公開セミナー ※別紙参照 演題：108歳まで元気で生きるために ～対症療法から抜けて根本療法へ～ 講師：一宮西病院人工関節センター長 巽 一郎 氏	佐野商工会議所

## 編集後記

広報委員会 増田邦雄 川村雅彦 平岩秀一 相子正幸 笹川敏男  
蓮見哲平 馬場大輔 石原ヒサ子

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

佐野法人会会報は年2回の発行となりますが取材を通じて多くの方々とお会いすることができ交流を深め、楽しく貴重な時間を過ごせましたことに感謝申し上げる次第です。さて、本年は巳年とのことで復活、再生を意味しているそうです。コロナや地震等自然災害からの早い復興をしていければと思います。本年も皆様にとりましてより良い年となりますよう、ご祈念申し上げまして編集後記といたします。

(広報委員長 増田邦雄)



## わが街 この一杯 第12回 茶房 直

懐かしいなあ。私が小学生の頃、ナポリタンを食べたいと言ったら両親が連れてきてくれた店だ。外観もその当時と全く変わっていない。

数十年の時を経て、色あせない父と過ごした時間を思い起こす。

玄関のドアを開けると、そこにも当時のままの店内が広がっていた。

皆さん、こんにちは！今回ご紹介するのは、植野町のファミリーマート近くに佇む「茶房 直」（以下、直さん）です。よろしくお願いいたします！

直さんは、オーナーの島田純江さんが、昭和52年1月に現在の場所で開催。なので、今年でなんと48年！オーナーの名前でもない「直」という店名の由来を尋ねると、当時、島田オーナーが「佐良直美」の大ファンだったため、その一文字を取ったのだそうです。

店内に入ると、まさに昭和時代そのもののレトロな雰囲気です。心地よいクラシックが流れており、訪れる人々の心を癒してくれます。

常連さんが多いのですが、最近ではインスタ映えするらしく、都内からもわざわざ立ち寄ってくれるお客様がいらっしゃるそうです。（うーん、確かにこの雰囲気は「直」でしか味わえないかも…）

カウンターの真ん中には珈琲一杯分のサイフォンがずらりと並んでいる。島田オーナーに尋ねると、オープン当初からサイフォンを使用しており、ホット珈琲は今でもサイフォンのみを使用し、アイス珈琲はネルドリップを使用しているのだそうです。

私はカウンターの真ん中に座って、まずはホット珈琲を注文。お腹も

空いているので食事のメニューを見ていると、ありました、ナポリタン！もちろんナポリタンも注文し、待っている間店内を見渡すと、レトロな蓄音機も置いてありノスタルジックな雰囲気を醸し出しています。

サイフォンで淹れてくれた珈琲はとて柔らかく、心に安らぎを与えてくれます。そしてナポリタン、これは当時のままと全く変わらない味。亡き父のことを思い浮かべながら、島田オーナーの笑顔を見ながら、美味しく頂きました。

食事は軽食中心ですが、トーストやピザの生地は、島田オーナー自ら焼いているのだそうです。次に来るときは是非注文してみようと思います。

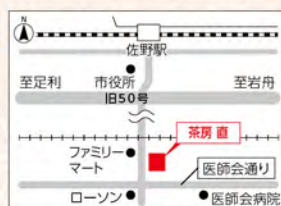
皆さんも、静かな場所で一人になりたいとき、何も考えずにノスタルジックな雰囲気に浸りたいとき、無になりたいとき、そして島田オーナーの笑顔に会いたいとき、是非訪れてみてください。きっと、心が洗われますよ！！

48年間サイフォンと共に人々の心を癒し続けてくれている島田オーナーには感謝です。

これからもサイフォンの魅力で私たちを癒してくださいね！（広報委員：平岩秀一）

### お店情報

場所 栃木県佐野市植野町1896  
☎ 0283-22-6068  
Open 水～日曜 10:00 - 19:30  
Close 月曜・火曜



発行所 公益社団法人 佐野法人会 〒327-0027 栃木県佐野市大和町 2687-1 佐野商工会議所 3 F  
TEL 0283 (22) 8884 FAX 0283 (21) 2523 E-mail : //sanohou@sctv.jp

発行人 会長／金子重雄 編集人／広報委員会 広報委員長／増田邦雄 印刷／やじま印刷(株)

佐野法人会ホームページ <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sano/>

